

霧島市職員定数条例の一部改正について

霧島市職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員定数条例の一部を改正する条例

霧島市職員定数条例（平成17年霧島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「772 人」を「769 人」に改め、同項第 10 号中「181 人」を「184 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

本市の消防体制の充実強化を図るため、消防局職員の増員を行うことについて、本条例の所要の改正をしようとするものである。